

# 初診 オンライン解禁

## 政府時限措置 電話でも受け付け

病院や診療所での新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、政府は流行期間中に限り、医師が患者と対面せずにテレビ電話などで診察する「オンライン診療」を初診から全面的に解禁する方針を固めた。過去に受診歴のない患者の初診も認める。医師に支払われる診療報酬を引き上げ、今月中の実施を目指す。

オンライン診療は、医師がスマートフォンやパソコンなど情報通信機器を使って患者を診察する仕組み。厚生労働省の指針では、禁煙外来などを除き、初診は対面診療が原則だっ

た。このほか、保険適用される病気の種類が限られ、一定の要件を満たす必要があるなどルールが煩雑だったため、普及していなかった。

今年2月以降、病院と診療所で医師や患者が新型コロナに感染する「院内感染」が頻発している。新型コロナは接触や近距離の会話で感染するリスクが高いため、オンライン診療の規制緩和を求める声が高まっていた。

安倍晋三首相が3月31日に、新型コロナの感染拡大防止策としてオンライン診療の活用方針を示して政府内の議論が本格化した。日

本医師会などが安全性を理由に全面的な拡大に懸念を示し、厚労省は受診歴がある患者に絞る考えだった。しかし、首相官邸を中心に「かかりつけ医を持たない若者が利用できない」と再検討を求め、受診歴がない患者の初診も含め全面解禁することになった。

これまでのオンライン診療の初診で、医師は画面を通じて診察することも義務づけられていた。だが今回の時限的な全面解禁では、音声のみの電話による初診も認め、スマホやパソコンを使っていない高齢者に配慮した。

厚労省は行政機関へ届け出た実施医療機関をリストにして公表する。対面診療より低いオンライン診療の報酬(1回710円)を1000円以上に引き上げ、新型コロナの流行が終息した後は元のルールに戻す方針だ。

【原田啓之、村田拓也】